

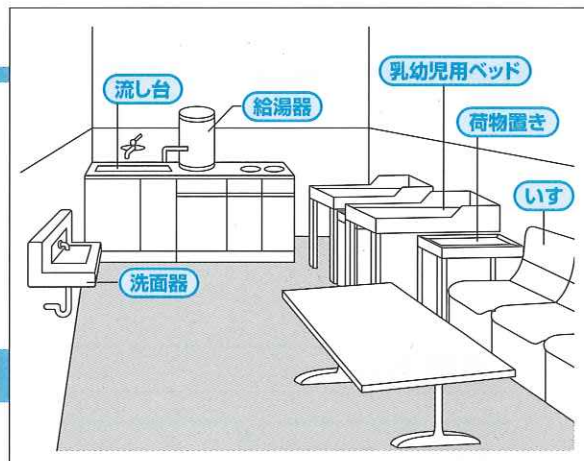
1 建築物

(19) 授乳場所

設計のポイント

育児中の人の利用が考えられる施設には、授乳やおむつ替え、休憩等ができるよう、授乳場所等の設備を設ける必要があります。

- 授乳場所は、落ち着いた清潔な場所づくりに配慮する必要があります。
- 廊下等からの視線の遮蔽に留意が必要です。
- 授乳場所の位置や授乳場所の出入口には、わかりやすい表示をすることが望まれます。
- 流し台や給湯器の設置が望まれます。



整備基準

【適用施設／建築物（官公庁舎施設等（ア～ウ）、文化教養施設等、物品販売業等店舗及び公共交通機関の施設で用途面積5,000㎡以上のもの）】

●整備基準

授乳を行うことができる場所を確保し、当該場所には、乳幼児用ベッド及びいすその他これらに類するものを設けること。

●基準の解説

●整備例

● 条例による整備基準

◇ ハートビル法による誘導的基準

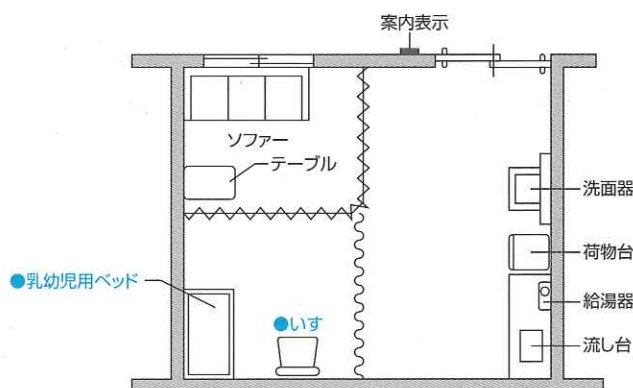
無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

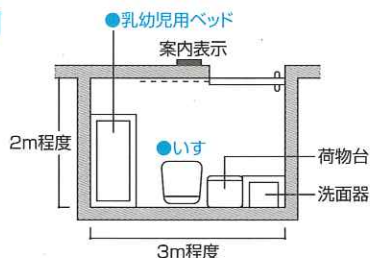
⊗ 注意マーク

授乳場所・授乳コーナー

授乳室の整備例



小規模な例



案内表示例



コラム

心のバリアフリーを進めるために

5 目の不自由な人への配慮①

■エチケット

●ひと声かけて

目の不自由な人には全盲と弱視の人がおり、介助の仕方などがそれぞれ異なります。
白い杖を持った人や盲導犬同伴の人が困っている様子を見かけたら、ひと声かけて、何をしてほしいか聞いてからお手伝いしましょう。

●あいさつ

あいさつをするときは、目の見えている人から先に声をかけてください。



●方向や場所の教え方

街角で白い杖を持った人が立ち止まって考え込んでいるのは、方向がわからなくなっている場合によくある姿です。

方向や場所を教える時は、左、右、前、後とか、何メートル先に〇〇というように具体的な情報を言ってください。(例えば、「100メートル先に噴水があるのでそこを左に曲がる」というと、相手は距離だけでなく音やにおいなどでもその場所を認知できます。)

「あっち」「こっち」「あれ」「それ」「これ」といった抽象的な表現は使わないようにします。

●杖や手に急に触れない

目の不自由な人は、歩行中にアンテナの役割をしている白杖や手を急に引っ張られたり、腕を抱きかかえられたり、後から身体を押されたりすると大変不安を感じ、先へ進めなくなります。

また、点字を読む人にとって、指先は目と同じ役割をする大切な部分です。



●盲導犬への配慮

盲導犬はペットではなく、目の不自由な人が安全に歩行できるように厳しく訓練された犬であり、吠えたり噛みつきたりすることはありません。

盲導犬は、ハーネス(胴輪)をしている時は「工作中」なので、かわいいからといって、撫でたり食べ物を与えたりしてはいけません。仕事に集中できなくなり事故を起こすもとになります。

盲導犬がかわいいと思ったり、盲導犬のことを知りたいと思ったときは、同伴する視覚障害者に気軽に話しかけてください。

■介助の方法

●基本的な誘導

- ①介助をする人は、介助を受ける人の白杖を持つ手と反対側の半歩前に立ち、ひじの上を軽くにぎってもらいます。このとき、ひじは力を抜いて、腕や脇を不自然に広げないようにします。
(実際の介助ではつえを使わない人もいます。)
- ②歩く速さは、介助を受ける人に合わせてください。
- ③歩くときは、まわりの様子などを説明しながら歩いてください。立ち止まったり、曲がったりするときは、「止まりますよ」「右に曲がりますよ」などとあらかじめ声をかけてください。
- ④前方に障害物や段差があるときは、「〇メートルほど前に、〇〇がありますよ」と声をかけてください。
- ⑤狭いところ、混雑しているところでは、介助をする腕を後ろにまわし、介助をする人が前に立って一列に並んで進みます。

基本姿勢



うでのつかみ方



狭いところの場合



進行方向



進行方向

次のコラム P.142

1 建築物

(20) おむつ交換台

設計のポイント

育児中の人の利用が多い施設には、おむつ替えができるよう、おむつ交換台等の設備を設ける必要があります。

- おむつ交換台は、便所の付近や便房内（男子用及び女子用の区分のある便所内）に設ける場合にはそれぞれ1以上に設置されることが望まれます。
- おむつ交換台の設置の有無や位置等をわかりやすく表示することが望まれます。
- おむつ交換台を便所内に設置する場合において、便所に男女別の区分がある場合は、それぞれの便所内に設置されることが望まれます。

整備基準

【適用施設／建築物（官公庁舎施設等（ア～ウ）、文化教養施設等、集会施設、物品販売業等店舗、興行施設及び公共交通機関の施設で用途面積2,000㎡以上のもの）】

●整備基準

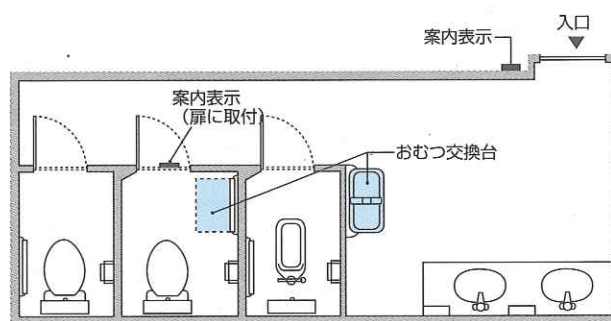
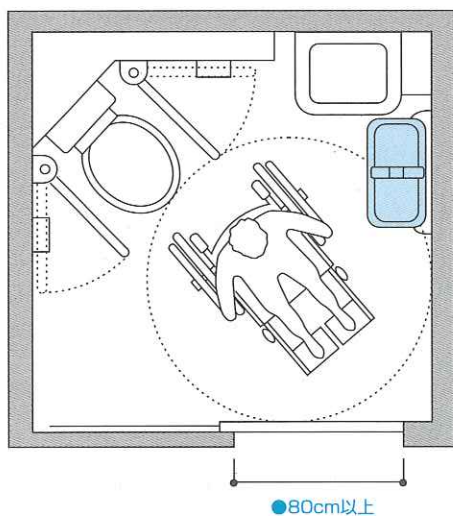
おむつを交換できる台その他これに類するものを1以上設けること。

●基準の解説

●整備例

おむつ交換台

配置例



おむつ替えの例



案内表示例



成人用おむつ交換台の例はP.72参照

1 建築物

(21) 乳幼児いす

設計のポイント

育児中の人の利用が多い施設の便所には、乳幼児を座らせることができるよう、乳幼児いすを設ける必要があります。

□乳幼児いすの設置の有無や位置等をわかりやすく表示することが望まれます。

整備基準

【適用施設／建築物（官公庁舎施設等（ア～ウ）、文化教養施設等、集会施設、物品販売業等店舗、興行施設及び公共交通機関の施設で用途面積2,000㎡以上のもの）】

●整備基準

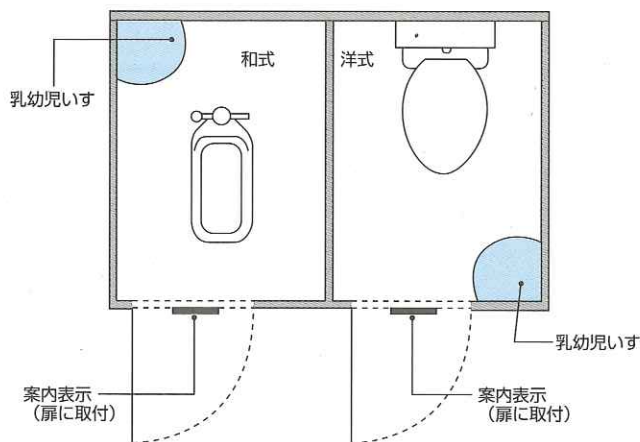
乳幼児いすその他これに類するものを備えた便房を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）を設けること。

●基準の解説

●整備例

乳幼児いす

便房内の配置例



案内表示例



乳幼児いす